

平成 28 年度事業計画について

I 包括ケア体制の基盤整備

地域包括ケアシステムの中核機関として地域包括支援センターの機能強化へむけて包括的支援事業と介護予防事業・日常生活支援総合事業を行う。

1 総合相談業務

地域の高齢者及び家族からの相談に対して、どのような支援が必要か判断し、在宅介護支援センターと協力しながら必要な支援を行う。

高齢者の心身の状況や家庭環境等の実態把握を行う。

2 権利擁護業務

東濃成年後見センターと連携し、制度の支援を行う。巡回相談を毎月開催する。

高齢者虐待防止法の施行により、高齢者の虐待の早期発見と適切な保護及び養護者への支援を行う。

・高齢者虐待防止事業

高齢者の虐待を防止するための取り組みとして、虐待ケースへの早期対応や虐待予防のため、研修・会議を開催する。

	取 り 組 み 内 容	開催回数等
虐待防止ネットワーク コーディネーター	関係専門機関介入支援ネットワーク会議 恵那医師会、中津川警察署、恵那保健所、東濃振興局恵那事務所福祉課、東濃成年後見センター	1 回
	保健医療福祉サービス介入ネットワーク会議 ケアマネジャー、訪問介護・訪問看護事業者、デイサービス・ショートステイ事業者、養護老人ホーム事業者、特別養護老人ホーム事業者、主治医・ソーシャルワーカー、在宅介護支援センター、健康医療課、介護保険室	1 回
	地域支援ネットワーク会議 地域の虐待防止見守り関係者の連携を図る。 (※認知症見守り、在宅介護支援センター懇話会兼ねる) 在宅介護支援センターにて開催。	1 3 回
虐待防止の 取り組み	認知症高齢対策・高齢者虐待防止講演会 (市内全域の方が対象) 講 師：オレンジクリニック 院長 阿部 祐士 先生	1 回 日程： 9 月 28 日(水) 健康福祉会館
	高齢者虐待防止研修会 講 師：のぞみの丘ホスピタル 地域支援部長 臼井潤一朗先生 対 象 者：関係機関担当者	3 回 日程： 7 月・9 月・12 月

3 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

	取 り 組 み 内 容	開催回数等
ケアマネジャー 支援	ケアマネ部会の開催 利用者の自立支援のため多職種連携の研修会を実施	1 1 回
主任ケアマネ ジャーとの連携	地域包括支援センターと主任ケアマネジャーとの連携 会議を実施	2 回

4 地域ケア会議の推進

(1) 地域ケア会議機能の充実を図る

ケア会議の機能	内容
個別課題解決機能	多職種が協働して、個別ケースを検討しケアマネジメント力を高め、ケアマネジャーの自立支援型プランを支援する。また自立を阻害している地域課題を把握する。
ネットワーク構築機能	高齢者の実態把握や課題解決を図るため、地域の関係機関等とネットワークを構築する。
地域課題 発見機能	個別ケースの課題分析等を積み重ねることにより地域に共通した課題を見つける。
↓	
地域づくり・資源開発機能	インフォーマルサービスや地域の見守りネットワークなど、必要な資源を開発する。
政策形成機能	地域課題を解決するための政策につなげる。

(2) 取組

- ①研修会の開催・・・関係機関の専門職と地域ケア会議について共有できる
- ②地域ケア会議の開催について検討・・・関係機関専門職と協議する。
- ③定期的な開催

5 在宅医療・介護連携の推進

医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進することを目的とし、平成 27 年度に恵那医師会を中心として取組んだ地域在宅医療連携推進事業を一部継承する形で、新たに在宅医療介護連携推進事業を行う。

取組内容
① 地域の医療・介護の資源の把握 ・地域在宅医療ガイドブックの情報更新
② 在宅医療・介護連携推進会議（仮称）の開催 ・在宅医療・介護の課題抽出と対応策の検討 ・切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築推進 ・医療・介護関係者の情報共有ツールの検討
③ 在宅医療・介護連携に関する相談支援 ・平成 28 年度の相談窓口設置に向けた、検討調整及び準備
④ 医療・介護関係者の研修会の開催
⑤ 地域住民への普及啓発 ・在宅医療・介護シンポジウムへの参加協力
⑥ 在宅医療・介護連携に関する関係市町村の連携 ・恵那市との連絡会議の実施 ・東濃圏域での在宅医療・介護連携推進研究会への参加

6 認知症みまもりの「わ」事業（認知症施策の推進）

（1）認知症初期集中支援推進事業

介護や医療・福祉の専門職が、認知症高齢者を訪問し初期の支援を包括的に集中的に行い、自立生活のサポートを行う。

認知症コーディネーター会議で「認知症初期集中支援チーム検討委員会」を持ち、今後の設置方法を検討。平成29年度までにチームを立ち上げる。

（2）若年性認知症に関するニーズ把握

働き盛りの年代で発症する若年性認知症は、介護の問題に加え経済面などからも課題が大きい。今後の若年性認知症施策を検討するため、認知症の方やご家族から直接お話を聞く事で課題やニーズを把握する。

（3）認知症対策ネットワーク及び普及啓発等

	取 り 組 み 内 容	
認知症を支える ネットワークづくり	地域支援ネットワーク会議 （*虐待防止兼ねる） 13地区在宅介護支援センターにて各1回開催する。 地域の見守り関係者の連携を図る。	13回
	認知症コーディネーター会議 医療、福祉、地域の専門分野の連携を図る。	1回
	支え合いマップづくりの実施 今後地域でのマップづくりの推進のため、支えあいマップづくりの手法に関する「在宅介護支援センター職員等従事者向け研修会」を開催。 講演会の開催 市全域を対象にした地域の支え合い活動について考える。	従事者研修会 1回 講演会 1回
	みまもりガイド（地域資源マップ）の普及 関係機関を通じケアパス（状態に応じた適切な医療や介護サービスなどの提供の流れ）の普及。	
普及 家族 支援	認知症サポーターの養成 講座（出前講座）にて認知症の方の正しい理解と接し方を学ぶ。	随時
	医師による「もの忘れ相談」 古瀬和寛 先生	年4回
	認知症家族の会	全地区で開催
	認知症カフェ『あったカフェ』	年8回

7 生活支援サービスの体制整備

第一層（市全域）の生活支援コーディネーターを設置（社会福祉協議会委託）と生活支援体制を検討する協議体の設置を行う

また H29 年度の第二層（地域）整備に向けての検討・調整を進める。

取組内容
① 生活支援・介護予防サービスのコーディネート等 <ul style="list-style-type: none"> ・地域ごとの生活支援・介護予防サービスに資するサービス提供状況を把握 ・地域ごとの高齢者の生活支援ニーズの把握 ・把握した情報により地域に不足するサービスの創出 ・関係者間のネットワークの構築
② サービス・支援の担い手となるボランティア等の養成
③ 協議体設置及び第二層コーディネーター選出に向けた準備

8 介護予防・日常生活支援総合事業

介護保険制度の改正に伴い、要支援認定者の介護保険給付事業の一部が市の総合事業に移行し、要支援者等の能力を最大限活かしつつ、訪問型・通所型サービスと住民等が参画する多様な生活支援サービスを総合的に提供する。

(1) 一般介護予防事業

	取 り 組 み 内 容	開催回数等
介護予防普及啓発	集中型一般介護予防事業（あんきなくらぶ） 通年 市内各地域で実施 閉じこもり予防として週1回通所	山口地区で開設 東・坂本地区増設
	脳イキイキ教室 6月～12月 簡単な読み・書きや計算の学習で脳のトレーニングを実施。 学習サポーターを募集	1ヶ所開催
	在宅介護支援センターによる介護予防教室 市内13ヶ所の在宅介護支援センターで企画、開催。	各月3回程度
	各地域での運動教室の実施 リハビリ教室・水中運動体験・出前講座	出前講座で『コグニサイズ』の普及
	訪問型介護予防事業 <ul style="list-style-type: none"> ・栄養改善、口腔機能向上、運動機能低下者等を対象 栄養士・歯科衛生士・地域包括支援センター職員による訪問 ・後期高齢者医療保険加入者の口腔健診受診者に対し事後フォローとして、相談や機能改善の支援等を実施。 	
	通所型介護予防事業（運動機能向上教室：通称 元気アップ教室） 運動機能向上の他、口腔・栄養改善なども取り入れ実施し、各地区公民館で開催。 要支援認定者のうち介護サービスの未利用者に勧奨する。	週1回 3ヶ月間実施
活動支援事業	介護予防従事者研修 介護予防に従事する者に対して介護予防に関わる知識・技術の向上のための研修。	6～9月 年4回

	介護予防サポーター養成講座の開催 介護予防に関わるボランティア等の人材育成を目的とした講座	1～2月 年5回
シ ョ ン 活 動 支 援 事 業	介護予防教室への理学療法士の活用・支援 介護予防の取り組みを機能強化するために、在宅介護支援センター等が実施する介護予防教室に、理学療法士を派遣し、参加者自身の取り組みを支援する。	年間 18回 8 地区

(2) 介護予防・生活支援サービス事業

①要支援1・2の認定者への支援

- ・介護予防・生活支援サービスとして、訪問型サービス（ヘルパー）及び通所型サービス（デイサービス）の継続的な提供と、利用者が適切にサービスを利用できるよう介護予防支援（介護予防ケアマネジメント）を実施する。

②未利用者の支援について

- ・要支援認定者のサービス未利用者の実態から今後の支援のあり方を検討した。
- ・平成27年3月末の要支援認定者985人。内268件(27.2%)がサービス未利用者であった。

ア実態把握対象者 平成27年4、5月において新規、更新申請により要支援認定されたが10月末時点でサービス未利用者

イ実態把握の内容 1) 状態像 2) 居宅サービスを利用していない理由
3) 在宅生活をする上で困っていること

ウ把握方法 訪問（一部電話）

エ結果

1) 実態 25人（65歳以上）

	計	男性	女性	要支援1	要支援2
	25人	11人	15人	17人	8人
独居	4人	0人	4人	3人	1人
高齢世帯	7人	5人	2人	3人	4人
その他世帯	14人	5人	9人	11人	3人

●在宅で特に困っていることは無い方・・・14/25人

14人の状態			
支援1	8人	「今のところなんとか自分でやっていけるから」と答えた人	8人
2人以上の家族	11人	「家族による介護で何とかやっていけるから」と答えた人	8人
障害高齢者の日常生活自立度が自立～J2	10人	福祉用具購入済み・改修工事済みの人	4人
認知症高齢者の日常生活自立度 自立～I	13人	「利用したいと思うサービスがないから」と答えた人	2人

2) 居宅サービスを利用していない理由（全25人）

- ・家族介護で足りている
- ・介護保険以外の福祉サービスで十分間に合っているから
- ・利用したいと思うサービスがないから
- ・利用料金の負担が大きいから
- ・サービス内容や手続きがよくわからないから
- ・いざというときにサービスを利用できるように介護認定を受けただけ
- ・近所の目が気になるから
- ・他人を家に入れたくないから
- ・デイサービスなどに通うのはわずらわしいから
- ・施設に入所したいから

3) 在宅で生活をする上で困っていること

- ・夜間や緊急時の不安がある
- ・介護者に用事があるときなど、一時的に入所する施設がない
- ・自宅に閉じこもりがちになるなど、近所との交流がない

4) 未利用者の状態を確認した27人のうち25人が65歳以上であった。

25人のうち17人は要支援1で同居世帯が11人であった。中でも、在宅生活に困っていない方14人は、日常生活自立度および認知症自立度が自立～軽度であった。未利用の理由も、家族の協力・本人自身の能力で自立した生活を送っていると自覚がある。

③平成28年3月末の状況と今後の取組（全25人）

1) 平成28年3月末の状況

対象者	対応	対応数
ア. 通所型・訪問型サービスのみの利用者	・介護予防・生活支援サービス事業に利用への支援	286件
イ. 予防給付の利用者 (ア以外のサービス利用者)	・介護予防サービスのみ、または介護予防サービスと介護予防・生活支援サービス事業を併用した支援。	396件
ウ. サービス未利用者	・一般介護予防事業等の利用への支援。	272件

2) 取組

- ・更新時期を利用して、再度アセスメントを実施し、一般介護予防事業等の利用に繋げる。

II 地域包括支援センターの複数設置について

1 設置の理由

支援を必要とする高齢者が増加する中で、近年在宅介護支援センターを含め地域包括支援センターの相談件数は増加している。

高齢者からの相談の中で、経済的な問題、住まいの問題、認知症の介護や医療の課題及び介護者の高齢化などの複雑な相談が増えているため、困難な問題を解決するために地域包括支援センターの主要業務である総合相談業務・権利擁護業務・包括的継続的ケアマネジメント業務を強化する必要がある。

2 複数設置の効果

市内に地域包括支援センターを複数設置することで、専門のスタッフを配置することができ、複雑な問題を抱える高齢者の対応ができるようになる。

3 委託について

① 考え方

ア 委託先の業務内容

在宅介護支援センター業務に追加される部分（太字）
<p>I 法的に決められた業務</p> <p>1. 総合相談支援業務</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 総合相談(2) 実態把握(3) 地域ケア会議の開催<ul style="list-style-type: none">①個別②地域課題の把握・解決 <p>2. 権利擁護業務</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 成年後見制度の普及や関係機関との連携(2) 高齢者虐待の相談と予防 普及啓発（積極的な啓発） <p>3. 包括的・継続的ケアマネジメント業務</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 包括的・継続的ケアマネジメント体制の構築(2) 介護支援専門員に対する支援 <p>4. 運営協議会の開催 ・相談協力員との懇話会を継続して開催する。</p>
<p>・一ヶ所のセンターが複数の地域を統括する場合は、運営を統括する。</p>
<p>II 市（保険者）の委託業務</p> <p>1. 認知症総合支援事業（認知症見守りのわ事業の実施）</p> <ul style="list-style-type: none">・家族会の開催・ネットワーク会議（相談協力員懇話会）・支え合いマップの作成・認知症サポーター養成講座 <p>2. 一般介護予防事業</p> <ul style="list-style-type: none">・介護予防教室の実施 <p>3. 食のアセスメント</p>

イ 専門職の配置

委託先地域包括支援センター	在宅介護支援センター
3 職種の配置 ・ ①社会福祉士②保健師③主任介護支援専門員 また各職種に準ずるもの (一号被保険者の数、概ね 3,000 人以上 6,000 人未満ごとに常勤の 3 職員をおく)	福祉職また医療職の配置 ・ 社会福祉士等のソーシャルワーカー ・ 保健師、看護師等 ・ 介護福祉士、介護支援専門員

ウ 体制について

- ・ 基本的に 65 歳以上の人口 6,000 人に 1 ヶ所と示されており、将来的には市内に直営を含め 4 ヶ所の設置を考えている。
- ・ 直営は 1 ヶ所継続する必要がある。
- ・ 現在、在宅介護支援センターを概ね中学校区に 1 ヶ所設置しており、地域の相談窓口として浸透している。この窓口を生かして設置する方法を検討していく。

② 進捗

- ・ 昨年、各在宅介護支援センター委託先法人に対して市の意向を説明し、法人の考えをお伺いした。

③ 今後の対応

- ・ 平成 28 年度は、委託にむけて法人職員の方へ業務内容の理解のため研修を開催する。
県主催の研修会への参加
地域ケア会議の取組み
- ・ 平成 29 年度に、委託できる法人と協議をすすめる。